

福岡県公報

平成二十二年四月九日
第三千九十六号
増刊
①

目次

再掲

福岡県公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 一

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 一

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 二

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 二

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) 二

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第二項及び第十四条」を「第八条第二項及び第十三条」に改める。

第三条中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四条中「及び様式第六号」を削る。

様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とし、様式第三号の二を様式第三号とする。

様式第四号中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改める。

様式第六号を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改める。

別表第一公安委員会の項中「首席監察官」を削り、

署長(中央、博多、東、早良、西、南、粕屋、折尾、八幡西、小倉北、小倉南、門司、飯塚、田川、筑紫野、久留米、大牟田)

を

署長（宗像 若松、戸畑、八幡東、直方、朝倉、糸島、小郡、八女、柳川、行橋、豊前）

署長（中央、博多、東南、早良、西、粕屋、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、門司、飯塚、田川、久留米、大牟田）

署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、行橋、豊前、直方、筑後八女、柳川）

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二県土整備事務所の中「（支所においては庶務課長に限る。）」を削り、同表河川総合開発事務所の項中「（五ヶ山ダム建設事務所及び伊良原ダム建設事務所に置かれるものに限る。）」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「第五十六條の二第一項」を「第五十六條の三第一項」に改め、

同条第二項中「第五十六條の二第一項第一号イ」を「第五十六條の三第一項第一号イ」に改める。

第二十二條の二第二号中「第五十六條の二第五項」を「第五十六條の三第五項」に改める。

附則
この規則は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第六イ甲表中「首席監察官」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

所在地	公署名
宗像市大島 朝倉郡東峰村大字小石原 築上郡築上町大字本庄 田川郡添田町大字英彦山 うきは市浮羽町新川 八女市上陽町上横山 八女市黒木町大淵 八女市矢部村北矢部	宗像警察署大島駐在所 朝倉警察署小石原駐在所 豊前警察署本庄駐在所 田川警察署英彦山駐在所 うきは警察署新川駐在所 八女警察署横山駐在所 八女警察署大淵駐在所 八女警察署矢部駐在所

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。